

# 1.2

## マイページ開設の流れ

求職者マイページを開設する流れは、次のとおりです。

ハローワークに来所（来所者端末で登録）



### **注意** アカウントとして使用するメールアドレスの登録について

マイページの開設を希望される場合は、「2 ハローワークの相談窓口において求職を申し込む（本登録）」の際に、アカウントとして使用したいメールアドレスを登録します。

メールアドレスを登録後、「3 パスワードを登録する」を完了する前であっても、求職者マイページに求人者等からのメッセージが届く場合があります。

メッセージを確認するためには「3 パスワードを登録する」、「4 求職者マイページが開設される」を行い、求職者マイページにログインすることが必要です。

**注意** 仮登録の省略について

過去（おおむね 5 年以内）にハローワークを利用したことがある場合は、「1 求職情報を仮登録する」を省略できる場合がありますので、ハローワークに過去の登録状況をお問い合わせ下さい。また、「1 求職情報を仮登録する」を省略した場合も、ハローワークの相談窓口において、マイページの開設を希望する旨をお申し出いただき、メールアドレスを登録することで、「3 パスワードを登録する」、「4 求職者マイページが開設される」を行うことができます。